

四日市港管理組合公報

第1076号

令和3年10月4日

月 曜 日

目 次

議 会 規 則

○四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

(議会事務局) 2

議会規則

四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年10月4日

四日市港管理組合議会議長 杉本熊野

四日市港管理組合議会規則第1号

四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合議会会議規則（昭和41年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、<u>家族の育児、看護（出産補助を含む。）又は介護その他のやむを得ない事由により</u>出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産<u>その他の事故のため</u>出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
